

法テラス設立10周年記念シンポジウム

## 「法テラス劇場」終了いたしました。

2016年10月20日(木)午後6時30分、札幌市教育文化会館小ホールにおいて、法テラス設立10周年記念シンポジウム「法テラス劇場」を開催いたしました。

強風、雨、雪の悪天候の中、たくさんの方にお越しいただき、誠にありがとうございました。また、イベント開催にあたり、ポスターの掲示やチラシの備え置きにご協力いただいた関係機関の皆様、心より感謝申し上げます。



ご来場、  
ありがとうございます。

法テラス劇場は、テーマとなる法的トラブルを劇団イナダ組がコント仕立てで問題提起をした後、我々が法テラス札幌副所長が法律解説。

途中、ご来場いただいた皆さまにクイズを出題し、一緒に身近な法律問題について考えていただきながら、進行了ました。

MCには、北川久仁子さんを迎え、軽快なトークと副所長との巧みなやりとりで、会場を盛り上げていただきました。



# 法テラス劇場

平成28年10月20日(木)  
札幌市教育文化会館 小ホール

## テーマ1

### ネットが大炎上 ～スマホ・SNS篇～



おしゃれなイタリアンでランチ。  
でも、味も対応も最悪。  
なので、写真付きでSNSに愚痴投稿。  
これって大丈夫？

Q SNSに悪口を書いたが、匿名なのでばれることはない？

A 書き込んだ個人を特定できるケースがあります。その投稿によって、権利が侵害されたことが明らかであり、投稿者の情報が損害賠償を請求するのに必要であるなど、開示を受けることについて正当な理由があれば、投稿者に対して損害賠償請求できます。



正しいと思った方は青を、間違っていると思った方は赤をあげてください！



## テーマ2

### 意外と知らない 交通ルール ～自転車篇～



自転車を運転中に、  
安全マンが突然登場！

何かちょっと変だけど、  
自転車に関するた  
なる情報がいっぱい。



Q イヤホンで音楽を聴きながら自転車に乗っても良い？

A 周りの音が聞こえないほどの音量で運転するのはNGです。

北海道の条例、道路交通施行細則第12条(6)において、「高音でカーラジオ等を聴き、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえない状態で、車両を運転しないこと」とされています。



## テーマ3

### うちの親に限って ～成年後見・ゴミ屋敷篇～

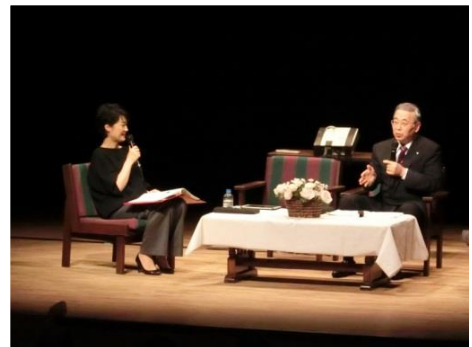


久しぶりに実家へ帰ると、  
そこはなんとゴミ屋敷に！  
高齢のお父さんに一体何が！？

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度というのは、すでに判断能力が不十分な方のための制度です。本人の判断能力の程度によって、①後見②保佐③補助の3つの類型に分類されます。

手続きは、家庭裁判所へ申し立てる必要があります。申し立てのできる人は、本人、本人の配偶者、4親等以内の親族、市町村長、検察官です。



任意後見制度は、元気なうちに後見人を自分で選んでおく、といったような将来に備える制度です。自分で選んだ信頼できる人との間で、自分の判断能力が低下したときをお願いしたいことを決めることができます。





# 札幌地方事務所 NEWS

## 新任ケースワーカー研修

8月26日(金)

札幌市新任ケースワーカー研修の中で、法テラスの業務説明のお時間をいただきました。169名のケースワーカーの皆様に出席いただきました。



## 北海道矯正展

10月2日(日)

札幌刑務所において、第31回北海道矯正展が開催されました。当日は天気も良く、朝から野菜の購入を目的としたお客様がたくさんいらっしゃいました。

法テラスです！



法テラスからはオリジナルポケットティッシュの配布と、法テラスクイズを準備し、たくさんの方に挑戦していただきました。

来場者数 7,200人

## 養育費面会交流セミナー

10月16日(日)

札幌市母子寡婦福祉連合会主催による「養育費面会交流セミナー」に講師として、当事務所中原副所長が講義を行いました。

養育費や民事法律扶助制度の概要についてお話させていただきました。



## 民事法律扶助研修

10月17日(月)

法律事務所事務職員の研修に、当事務所事務局が講師として招かれ、民事法律扶助制度の全体像や事務の取扱いについて説明させていただきました。



## 雑誌の取材を受けました。

10月31日(月)

あるた出版より「終活」をテーマに取材の依頼を受け、当事務所岩井副所長がお話をさせていただきました。

この模様は、O.tone11月号に掲載されますので、皆様ぜひご覧ください。



## 白石中学校 職場訪問

11月9日(水)

白石中学校の教育活動の一環として行っている職場訪問にて、法律に興味のある中学1年生の生徒さん7名が法テラスに来所されました。

法テラスの業務についてや、身近な法律問題をテーマに、自転車トラブル、契約に関するトラブルについてお話をさせていただきました。



# 法テラス札幌副所長通信

法テラス札幌副所長より、法律の事や最近気になった事等、様々な情報を発信いたします。



## 札幌弁護士会法律相談センターのご紹介

法テラス通信をご覧いただいている皆様は、法テラスの民事法律扶助制度については既にご存じのことと思います。資力基準を充たす方については、法テラスに相談申込みをしていただければ、無料で3回まで弁護士・司法書士による法律相談が受けられます。

今回は、それとは別に、法テラスの関係機関の一つである札幌弁護士会が行っている法律相談センターの相談をご紹介します。

札幌弁護士会の法律相談センターは、資力基準には関係なくどなたでも全ての相談が無料です。もともと一部の相談は無料でしたが、平成25年10月から全面無料化しました。全国の弁護士会の中で、法律相談センターの相談を全面無料化しているのは、札幌弁護士会だけです。弁護士・司法へのアクセス障害を軽減させるための思い切った方策と言えると思いますし、アクセス障害軽減という目的は法テラスの理念とも共通すると言えます。

札幌弁護士会の法律相談センターは、現在、以下の9カ所にあります。

- 1 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館2F (011-251-7730)
- 2 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目サンピアザセンターモール3F (011-896-8373)
- 3 小樽市稲穂2丁目18-1高雄ビル5F (0134-23-8373)
- 4 滝川市大町1丁目4番13号共栄ビル2F (0125-22-8373)
- 5 岩見沢市有明町南1番地1岩見沢市有明交流プラザ2F (0126-33-8373)
- 6 室蘭市中島町1丁目24番11号中島中央ビル4F (0143-47-8373)
- 7 苫小牧市若草町3丁目2-7 大東若草ビル3F (0144-35-8373)
- 8 岩内郡岩内町字高台84番地の3 (0135-62-8373)
- 9 日高郡新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号 (0146-42-8373)



借金の問題、離婚(親権、養育費、慰謝料その他関連する問題)、相続(遺産分割、遺言その他関連する問題)、雇用の問題(残業代、解雇、ハラスメントその他関連する問題)、交通事故、個人間のお金のトラブル、借地や借家の問題などなど、何でも無料で弁護士の相談が受けられます。

札幌弁護士会の法律相談センターがない市町村、弁護士事務所がない市町村の多くでは、法テラスと札幌弁護士会と各自治体(地域によっては社会福祉協議会も)が協力して、毎月1~2回は弁護士による無料法律相談を行っています。

実際に弁護士に事件を依頼する場合には費用がかかりますが、依頼するかどうかは費用と依頼できる内容の説明を聞いてから決めれば良いことですし、相談だけで解決する場合がありますので、ぜひご利用いただければと思います。

(A. K.)



業務時間 月曜日~金曜日(平日) 9:00~17:00  
(情報提供業務は16:00迄)

Tel 0503383-5555 (代表・情報提供課)  
0503383-5556 (民事法律扶助課 直通)

〒060-0061  
札幌市中央区南1条西11丁目  
コンチネンタルビル8階

